

第 1 回堺市いじめ問題再調査委員会 会議録

開催日時	令和 8 年 10 月 4 日（日） 15:00～16:00
場 所	堺市役所 高層館 20 階 第 1 特別会議室
出席委員	足立友季世委員、安藤麻紀委員、曾我智史委員、西浦沙耶花委員、山下晃一委員
事務局出席者	中山こども青少年局長、藤原こども青少年育成部理事、久保いじめ不登校対策支援室長、石橋いじめ不登校対策支援室主幹
案件	（１）委員長互選及び職務代理の指名について （２）いじめ重大事態再調査の諮問について

<開会>

いじめ不登校対策 支援室長	<p>いじめ不登校対策支援室長の久保と申します。本委員会の会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、傍聴の皆様にお願ひがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定いただくようお願いします。その他、受付でお渡ししました「堺市いじめ問題再調査委員会の傍聴に関する要綱第 7 条」の遵守事項をお守りいただきますよう、お願いします。</p> <p>会議に先立ち、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>次第、「堺市いじめ問題再調査委員会委員名簿」、 資料 1「堺市いじめ問題再調査委員会条例」、 資料 2「堺市いじめ問題再調査委員会規則」、 資料 3「堺市いじめ問題再調査委員会の傍聴に関する要綱」、 資料 4「堺市情報公開条例（抜粋）」 資料 5「諮問書」がございます。</p> <p>それでは、第 1 回堺市いじめ問題再調査委員会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員数は、委員総数 5 名のうち 5 名全員となっております。</p> <p>五十音順で紹介いたします。法律分野専門の^{あだち ゆきよ}足立 友季世委員、心理分野専門の^{あんどう まき}安藤 麻紀委員、法律・福祉分野専門の^{そが まとし}曾我 智史委員、医療分野専門の^{にしうら さやか}西浦 沙耶花委員、教育分野専門の^{やました こういち}山下 晃一委員です。</p> <p>堺市いじめ問題再調査委員会条例第 8 条第 2 項により、会議が成立していることを報告させていただきます。</p> <p>また、委員の皆様については、調査対象校にご親族等が在籍されている状況ではないこと及び被害生徒保護者等との利害関係は無いことを事前に確認させていただいたことをご報告いたします。</p> <p>次に、会議の公開についてご説明します。堺市いじめ問題再調査委員会規則第 3 条において、会議は公開するものと規定しています。</p> <p>なお、個人情報扱う場合など一定の要件に該当する場合、または、出席委員の過半数の同意により、会議の全部または一部を非公開にできると規定しております。協議内容によっては非公開の協議となること</p>
------------------	---

	<p>もありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>会議録については、委員名を含め、市政情報センター等で公開させていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、こども青少年局長の中山からご挨拶を申し上げます。</p>
こども青少年局長	<p>こども青少年局長の中山でございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本委員会の委員にご就任いただきましたこと、心より御礼を申し上げます。</p> <p>本委員会にご審議いただくのは、堺市立中学校で発生したいじめの重大事態に該当する事案に関して、令和 7 年 11 月 27 日に被害生徒保護者及び同代理人から、堺市いじめ防止等対策推進委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果に対して、再調査を求める要望書が市長へ提出されたことを受け、令和 8 年 2 月 10 日に市長による再調査の実施を決定した事案でございます。</p> <p>委員の皆様には、審議の過程において、多大なご負担をおかけすることになると思いますが、何卒よろしくお願いいたします申し上げます。</p>
いじめ不登校対策支援室長	<p>それでは、案件 1「委員長互選及び職務代理の指名について」の委員長の互選から、お諮りいたします。</p> <p>本委員会の委員長については、堺市いじめ問題再調査委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、委員の互選によりこれを定めるとしております。委員長の選任に関しまして、推薦等はございませんでしょうか。</p>
安藤委員	委員長として曾我先生を推薦したいと思います。
	(「異議なし」の声あり)
いじめ不登校対策支援室長	<p>全会一致と認めます。それでは委員長は曾我委員にお願いすることで、決定しました。</p> <p>委員長席へご移動をお願いします。</p> <p>それでは、曾我委員長、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。</p>
曾我委員長	<p>失礼いたします。委員長に選任されました弁護士、社会福祉士の曾我でございます。</p> <p>まず、お亡くなりになった生徒のために黙とうをささげたいと思います。1 分間の黙とうをささげます。</p> <p>ご起立いただきます。</p> <p>(黙とう)</p> <p>おかけください。</p> <p>再調査は、私なりにこれまでいろいろ経験してきたところです。まず事実をしっかりと明らかにすることが大事だと思っています。ご遺族も事実関係を明確にしてもらいたい、というところをおそらく第一に考えておられると想像しておりまして、それにこたえることが再調査委員会の役割と心得ております。そういった覚悟で努めていきたいと考えています。</p> <p>よろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。</p>
いじめ不登校対策支援室長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、今後の議事進行は、曾我委員長にお願いしたいと存じます。</p> <p>曾我委員長、よろしくお願いいたします。</p>
曾我委員長	<p>それでは本日の会議次第の案件の順に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>案件 1「委員長互選及び職務代理の指名について」の続きでして、職務代理の指名ということが必要となります。堺市いじめ問題再調査委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、委員長に事故があるとき、または欠けたときの代理を委員長が指名することになっております。職務代理を安藤委員にお願いしたいと思いますが、安藤委員いかがでしょうか。</p>

安藤委員	はい、お受けいたします。
曾我委員長	ありがとうございます。よろしく願いいたします。 それでは、「案件 2 いじめ重大事態再調査の諮問」についてです。事務局からお願いします。
いじめ不登校対策支援室長	はい。それでは、市長の代理として、こども青少年育成部理事藤原から、曾我委員長へ資料 5「諮問書」についてご説明いたします。
こども青少年育成部理事	それでは諮問理由を読み上げさせていただきます。 諮問理由 令和 2 年 10 月付「いじめ重大事態調査報告書」及び令和 3 年 10 月付「いじめ重大事態追加調査報告書」に対して、令和 7 年 11 月 27 日、いじめ被害生徒保護者及び同代理人から再調査を求める要望書の提出がありました。また、携帯電話に保存されていた画像等の資料提供があり、当該資料から、不登校期間中の当該生徒の心情を推察でき、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと判断したため、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第 12 章第 1 節（2）で示される「再調査を行う必要があると考えられる場合」に該当すると認め、令和 8 年 2 月 10 日に再調査の実施を決定しました。 再調査の実施に当たっては、堺市の附属機関である堺市いじめ問題再調査委員会で調査審議していただきたく諮問するものです。 令和 8 年 10 月 4 日 堺市長 永藤 英機 以上でございます。よろしく願いいたします。
曾我委員長	承知いたしました。お受けいたします。
いじめ不登校対策支援室長	ありがとうございました。諮問書の説明は以上でございます。
曾我委員長	ありがとうございました。ここからは、諮問事項等について、具体的ないじめ重大事態の事案を取り扱う内容となります。 会議の冒頭、事務局から本委員会の会議の公開・非公開について説明がありましたが、改めてご説明いただけますでしょうか。
いじめ不登校対策支援室長	ご説明いたします。堺市いじめ問題再調査委員会規則第 3 条第 1 項ただし書きにおいて、次のとおり規定しています。 「委員長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。 （1）堺市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報について審議するとき。 （2）会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。」 堺市情報公開条例第 7 条各号の内容につきましては、資料 4「堺市情報公開条例（抜粋）」にお示ししております。 以上でございます。
曾我委員長	ありがとうございます。 当委員会での今後の会議は、事案の内容からも極めて慎重な配慮が必要であると考えます。このため、本日のこの後の会議及び次回以降の会議も原則非公開で進めるべきと考えます。委員の皆さまいかがでしょうか。

	(「異議なし」の声あり)
曾我委員長	全会一致と認めます。ただいま、本日のこの後の会議を非公開と決定しましたので、傍聴者の方々は、恐れ入りますがご退出をお願いいたします。

<非公開>